

株式会社監査役による会計監査をめぐる法的問題： とくに会計限定監査役の職責に焦点を当てて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 羽衣国際大学現代社会学会 公開日: 2023-03-31 キーワード (Ja): 会計監査, 会計限定監査役, 任務懈怠, 監査役監査, 監査役制度の変遷 キーワード (En): 作成者: 松村, 幸四郎, MATSUMURA, Koushiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.51025/00000033

〔論文〕

株式会社監査役による会計監査をめぐる法的問題

—とくに会計限定監査役の職責に焦点を当てて—

Legal Issues Concerning Accounting Audits by Corporate Auditors of
Stock Corporations: Focusing Particularly on the Responsibilities of the
Limited Accounting Auditor

松 村 幸四郎
MATSUMURA Koushiro

全部株式譲渡制限会社では、監査役の職責を計算書類に対する会計監査に限定することが許容されている。この制度の趣旨はとくに小規模会社において監査役人材の確保を容易にするためとされる。ただ、条文上は監査という文言自体は、会計監査人の行う会計監査と同一であり、解釈において両者のなすべき会計監査の内容を明確に区別するための会社法上の根拠は希薄である。要因の一つに監査役による会計監査の内実に関する議論がこれまで深まっていないことがあり、本稿ではこの点について考察を試みる。そのうえで、監査役に求められる会計監査の内容が不明確であること、またその内容の把握の仕方次第では監査役の職責を会計監査に限定することが必ずしも負担軽減とはなり得ないことを示す。さらに、監査役制度の法的基盤が会社法制定時に変化していることから、監査役の会計監査の内実の不明確さが今後も法的紛争の要因となりうることを指摘する。

キーワード：会計監査、会計限定監査役、任務懈怠、監査役監査、監査役制度の変遷

I はじめに

株式会社のうち全部株式譲渡制限会社（会社法2条5号反対解釈）で会社法上監査役の設置を強制されていない場合には、当該株式会社が任意に監査役を設置（会社法326条2項）するにあたって、その職責を会計監査に限定することができる（会社法389条1項）¹。この会計限定監査役制度は小規模株式会社の人材確保のための職責軽減という趣旨²に基づく制度と認識されている。それもあって、会計限定監査役の担うべき職務には、通常の監査役に課される多くの職務が除外されている（会社法389条7項、同381条乃至386条）³。

ただ、会計限定監査役の中核的な職責と定められている「（会計）監査」（会社法436条1項）と同一の文言が会計監査人の職責として用いられている（同条2項1号）。両者には会社の内部的な機関であるか否か、職能的な資格が要求されているか（会社法337条1項参照）の点で差異があり、ここから会計限定監査役（および通常の監査役）は会社法の文言上は会計監査人と同一の「（会計）監査」を担当する機関であっても、職務執行の中心となる会計監査の具体的内容は異なるという結論が導かれている。

では、会計限定監査役は会計監査にあたって、専門家ではない立場としてどこまでの任務を

負担することになるのか。この問題についてはこれまで「任務の具体的内容は・・・である」という回答ではなく、任務懈怠が争われる場面において具体的事案で求められた「任務」の内容が問われてきたにすぎない。そのため、会計限定監査役に求められる会計監査にあたっての注意義務の内容は何か、という問に言い換えて議論が進められてきた。この会計監査人による会計監査との内容的な差異という本質的部分について、その問題提起は確かに存在した⁴ものの、これに関する議論が深まったという状況とはいえない。

そこで、本稿では株式会社監査役の会計監査⁵に関して、監査という文言が定着し誰もが聞き覚えのあるまでに社会に浸透してきたこととは裏腹に、その内実についてはさほど議論が深まらなかった要因について断片的ではあるが指摘を試みたい。

Ⅱ 「監査」役制度の誕生とその法的枠組み・社会的基盤の変遷

1 総説

現行会社法における「監査」については会社計算規則（平成18年法務省令13号）が一定の定めを置いている。まず、会計監査人設置会社以外の株式会社における監査役の監査についての定めは会社計算規則122条以下に置かれ、同条1項では監査役の監査の方法及びその内容等について監査対象を明確化している。会計監査人設置会社における会計監査人の監査については同規則126条以下が定めを置いているが、監査対象事項については監査役と同一のものが置かれている。ただ、同規則122条1項3号が「監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由」と定め、監査役の場合には監査のための必要な調査ができない事態を想定している。

現行法では、上記のように並立的に会計監査人と監査役とが置かれている中での比較分析も可能な面があるが、わが国における監査役誕生からの経緯をみると、状況は異なる。ここでは、近時の監査役制度の史的研究の成果をふまえて監査役の会計監査権限のこれまでの変遷を意識して、会社法制に現れた姿を確認していく。

2 機関名としての「監査役」の誕生

本稿が考察の対象とする会計限定監査役の職責である監査概念そのものは、多義的なものと言われる⁶。「東インド会社における『大株主会』の企業支配への参加という形で発生」したのが監査役制度の歴史的な経緯とされ⁷、ここからは事前監査としての監督の意味を監査は持つことになる⁸とされる。これに対してもう一つ、株式会社において主として会計を中心に株主が株式会社の経営成果の判断に資する会計情報を提供する職能機関が発展したとされ、これは事後検査の特質を有する。後者が会計監査であり、世界的にみたときにはその影響の多寡は別としてイギリスの監査制度の影響を受けているものと言われる⁸。残る前者は業務監査に該当し、本質的には会社の業務執行の一環をなすものとしての性格を有することになる⁹。

ここでわが国の株式会社の機関としての監査役制度は、法制上は明治23年旧商法の時点ではその名称も含めて出現し、現行商法典と連続性を有する明治32年商法典¹⁰上にもそのまま引き継がれている。もっとも、旧商法にも影響を与えたとされるお雇い外国人（ドイツ人）であるヘルマン・ロェスレル（Hermann Roesler）¹¹による商法草案（いわゆる、ロェスレル草案。以下、ロェスレル草案とする）において、任意機関としての監査役会（Aufsichtsrath）が出現¹²してい

る¹³。もっともこの語は当初は「取締役」と翻訳¹⁴され、その後「検査役」と翻訳¹⁵されたが、最終的に「監査役」という単数形での訳が充てられた¹⁶。この草案を基に明治23年旧商法¹⁷の審議が行われ、そのなかで検査役から監査役へと訳語が改められ、この名称はその後も固定化される¹⁸。ここに監査役という独自の機関が誕生することになる。

3 商法・会社法における監査役の監査対象範囲の変遷

監査役についてはその時々で期待される役割等についても一定せず、社会情勢や制度に対する期待をも反映しながらその性格付けや機能が変化してきた。ここでは、会計監査権限に関する法規制の変遷を中心に概観していく。

(1) ロエスレル草案

お雇い外国人であるロエスレルによって作成されたロエスレル草案が、現行会社法制における監査役制度の淵源といえる。このロエスレル草案はロエスレルの出身国であるドイツ法のみならず、イギリス法やフランス法にも起源が存在するとされ¹⁹、ロエスレル草案内の株式会社の機関構造は、比較法的に見たときにユニークさを有するもの²⁰といえる。株式会社の経営監督機構として三権分立型を採用し²¹、内部的に機関相互間での抑制・均衡を目指す運営管理機構が採用された²²。監査役の権限が、取締役による業務執行の監視、会計の検査、会社の利益に必要な株主総会決議をするための総会招集権が定められている（草案231条）²³ことから明らかのように、会計の検査にとどまらない業務執行の監視を含むものであった²⁴。これは英米法における会計検査役（auditor）よりも権限が拡張されているものである²⁵。

なおこのロエスレル草案では監査役（会）の設置は任意とされている。

(2) 明治23年・26年旧商法

監査役は、株主総会決議によって3名以上が選任され、いずれも株主の中から選ぶものとされた必要的機関（明治23年商法191条）²⁶であり、監査権限は取締役による経営行為の妥当性全般に及んでいた²⁷。しかし、監査役の職務については取締役を監督するものではないという理解²⁸が強く意識されている。これは、取締役の業務執行を監査役が権限行使することによって妨害しないという理解が当時は重要であったことを示している²⁹。

この明治23年旧商法は公布され施行期日も定められたものの、法典論争の余波を受けて、全面的な施行には至っていない。明治23年旧商法の一部は、明治26年旧商法一部施行法³⁰が施行されたことによって効力を有したが、そこには監査役関連の諸規定も含まれていた。もっとも、明治23年旧商法と明治26年一部施行法との間の監査役の権限については差異があり、後者で定められた監査権限は前者と比較したとき、変更・縮小されたものとなっている。これは実務界の要望を踏まえたものとされる³¹が、結論としては、会計監査権限に加えて現在の業務監査権（適法性監査）が監査役には付与されている（191条1号）³²。但し、監査役になるための資格として当該株式会社の株式を保有している必要があり（資格株）、これは、会社外部者によって内実を知られたくないという実務界の要望³³を踏まえたものとされる。

(3) 明治32年商法

完全な形で施行された商法典であり、文言上は監査役の権限から「監査」という語が消滅している。明治32年商法では監査役の設置が強制され、監査役は計算書類等の書類の調査や、その株主総会への報告（明治32年商法183条、190条）に加えて、会社業務・会社財産の調査権（同法181条）も有し、監査役監査の対象が業務監査および会計監査に及ぶ点に変更はない。ただし、

株主総会提出書類の調査に監査の対象が限定される等、監査権限は縮小されている（明治26年旧商法191条1号参照）³⁴。

（４）昭和13年商法改正・有限会社法制定

株式会社監査役については、その資格に関して、取締役・支配人との兼任禁止（昭和13年改正商法184条）が加えられている。また、有限会社法（昭和13年法律74号）³⁵が制定され、有限会社もその定款において監査役を設置する旨を規定した場合に限り監査役の設置が許容され（有33条）、その職責は会計監査のみならず業務監査にも及んだ³⁶。

（５）昭和25年商法改正

昭和25年改正において、アメリカ法を母法とする株式会社には取締役会の設置が強制され、取締役の業務執行に対しては取締役会による監督（取締役相互の監視）の方が合理的と考えられた³⁷。これによりこれまで監査役が担ってきた業務監査権は取締役会による監督機能に代替されることになった。監査役に残されたもう一つの職責である会計監査についても職業専門家たる公認会計士が会計監査を担うことが理想とされ全廃論も出されていた³⁸とされるが、当時は公認会計士制度の発足から間もなかったため株式会社全体をフォローするだけの公認会計士の数が到底足りなかった。そのため、過渡的な対応として監査役を残存させた³⁹が、取締役の業務執行に対する監督は取締役会に委ねるため業務監査権は剥奪され、公認会計士の増加までのつなぎとして、会計監査権のみ残存させた（昭和25年改正商法274条、275条参照。なお有限会社も同様（有33条ノ2））。つまり、株式会社機関としては監査役の設置は商法上義務付けられたまま⁴⁰であったが、監査役に対する期待は薄い⁴¹ものであった。

この改正時点、すなわち平成17年改正前商法における株式会社規整が想定していたのは、少なくとも昭和25年改正段階では大規模公開会社であり、小規模企業は有限会社制度に誘導されることを想定していた⁴²。そのため、公認会計士制度を支える公認会計士有資格者の増加によって基盤が整った時点で、株式会社に会計監査人を強制することを予定しており、それと取締役会による監督との両輪で業務執行の適正性を確保しようとしていた。

（６）昭和49年商法改正・商法特例法制定⁴³

しかし山陽特殊鋼の粉飾決算による倒産を受けて、昭和49年商法改正までは全株式会社における監査役には会計監査権限しか付与されていなかったものの、昭和49年商法改正においては一部の会社（商法特例法上の大会社および中会社）ではそれまでの会計監査権限に加えて業務監査権も復活した（昭和49年改正商法274条、275条）。これに対して小会社の監査役は会計監査権限のみを有するものとされた（昭和49年商特22条、25条）。

（７）昭和56年商法改正から平成17年会社法制定前

昭和56年商法改正でも、監査役制度の独立性強化の観点から、常勤監査役制度の導入（昭和56年商特8条）が商法特例法上の大会社については定められた（3条1項）。

これに続いて、平成5年改正では商法特例法の大会社についての監査役の地位強化の観点から任期が延長され（平成5年改正商法273条1項）、3名以上の監査役設置を強制（監査役会制度の導入）、かつ1名以上の社外監査役を置くことが定められた（商特8条1項）。

また、平成13年12月改正⁴⁴では、商法特例法の大会社については、監査役の取締役会への出席義務や意見陳述義務が法定され（平成13年改正商法260ノ3第1項）、監査役の地位強化のための規定も置かれた（同275条ノ3ノ2等）。

（８）平成17年会社法

監査役の設置を原則として任意とした上で、一定の場合には設置を強制することとした。また、任意で監査役を設置した場合に、全部株式譲渡制限会社については、定款をもって当該監査役の監査権限を会計監査に限定することが許容された。この定めを置かれた会社（会社法389条）の場合、監査役の業務監査権限に代わるものとして、株主が当該企業のガバナンス機能を有する制度設計とすることとした（357条、360条、367条）⁴⁵。

現行法の立場については、立法担当官は以下のように説明している。「現在の株式会社の実態に照らした場合、会社の機関設計や各機関の権限について、大会社とそれ以外の会社との区分に加え、さらに会社の規模により差異を設ける実益は大きいものではないといわれる。また、近年、会社の規模を問わず、株式会社全体におけるガバナンス充実の必要性が高まっており、小会社基準に相当する会社についても、原則として業務監査権限を有する監査役を設置し、ガバナンスの充実を図る余地を認めるべきである。」「このような観点から、中会社と小会社の区分をことさらに設け、小会社において業務監査権限を有する監査役の設置を認めないものとしている現行法の規律に必然性はない」。「そこで会社法では、会社の規模にかかわらず、監査役は、原則として会計監査権限のほか業務監査権限を有することとしている（381条）」⁴⁶。

４ 小括

これまでの会社規制において監査役制度は明治32年商法制定から平成17年会社法制定前までは、必要的機関として位置づけられてきた。そして、現行会社法においては全株式会社に共通する必要的機関は（権限内容は別として）株主総会・取締役とされたため、監査役の設置は原則として任意となった（会社法326条2項参照）ものの、多くの株式会社においては依然として監査役が設置された状況が継続しているものと推察される。その意味で、商法・会社法上は監査役の会計監査権が一貫して維持されてきていることは確認できる。

ただ、監査役をめぐる多くの改正がなされ、本稿が直接の対象とはしていないが、「上場会社等における戦後の機関に関する改正の歴史の相当部分は、監査役制度の強化の歴史」⁴⁷とも評される状況となっている。こうした状況の下で、監査役制度に影響を与える法的・社会的基盤の変化につきごく一部ではあるが、以下言及していく。

Ⅲ 監査役制度を取り巻く法的・社会的基盤の変化

監査役制度において会計監査権が一貫して認められてきたものの、これまでその内容をどのようなものとして認識しようとしてきたのかについては、商法・会社法上の規定のみでは明らかとはならず⁴⁸、監査役制度に対する社会の認識・評価といったものも影響を及ぼし、監査役制度における議論の方向性を決定していくことになる。以下では、一部ではあるものの商法・会社法以外で監査役の会計監査権限の在り方について影響を与えうる事象を素描していく。

１ 監査役の実情・監査役の業務に対する認識の変化

まず、わが国の監査役が果たしてきた職責について、どのような認識が持たれていたのか。

これについてはすでに1920年段階において、監査役は取締役の従属的な地位に立ち、常にその意向を伺うかのような状況にあるという実態⁴⁹が指摘されている⁵⁰。さらには、取締役作成

による計算書類に捺印するのが業務であり、取締役の業務執行に対して監査を行おうとすること自体が、その監査役としての職務の範囲を超えるという意識が強かったという⁵¹。

その後、昭和25年商法改正において、取締役会の強制によって業務執行者に対する監督は取締役会が担う体制となったことから、結果として株式会社監査役には会計監査のみが残されることになったのはすでに述べたとおりである。これに対しても「わが国における過去の実践から見て、監査役による業務監査が形式化していること、業務監査と会計監査という異なった二つの監督的作用を監査役に期待することが無理であることに鑑み、せめて会計監査につき、その機能の発揮を期待したもの」⁵²という評価がなされている。ちなみに現行会社法における監査役制度の骨組みは監査役を任意機関とし会計監査権限のみとしていた旧有限会社法のそれに近いものといえ、監査役による会計監査への期待は高いとはいい難かった⁵³ことの影響は否定できないであろう。すなわち、明治期の段階での無機能化の指摘や監査役制度に対する失望が示されてきた。こうした状況は昭和25年改正においても同様であり、その当時公認会計士制度が導入されたことに伴って監査役廃止論にまで言及されたものの、とりあえず存続させることとなった⁵⁴。

しかし、昭和40年代に続発した企業による粉飾決算・倒産事例の増加によって、取締役会による自己監督の構造的な限界が強く認識され、廃止を予定していた監査役の権限強化でガバナンスを強化するしかなかった。もっとも小規模会社においてはその負担を軽減する趣旨から、現行会社法制定直前の段階において、商法特例法上の小会社に該当する株式会社（資本の額1億円以下かつ負債総額200億円未満の株式会社）および有限会社において、会計監査権限のみを有する監査役が設置されていた（旧商法特例法22条、旧有限会社法33条ノ2）⁵⁵。この理解は現行会社法においても、「既存企業の実態として、（上記の旧商法特例法上の）小会社および有限会社（と同様の実態を有する会社）が相当数存在する以上、これらの会社で現に採用されている現在の会計監査権限のみを有する監査役制度を単に廃止してしまうことは、会社法を沿革に施行するためにも相当でない」という理由から、この状況を維持する措置を講じたことで、監査役の負担軽減策として会計監査に限定することを位置づける際に示される認識となっている⁵⁶。

2 会計専門家による「会計監査」能力

公認会計士制度を規律する公認会計士法（昭和23年法律103号）の制定、証券取引法（昭和23年法律25号。現、金融商品取引法）の制定によって一部株式会社には会計専門家である公認会計士による監査が強制された。しかしこれに先立って、監査役監査の実効性確保の一つとして、監査役が会計監査をするに当たって公的な会計専門家を使って会計監査業務を進めていくことを許容する見解⁵⁶も示されていた。これは監査役に特段の資格要件が付されていなかったことから、専門的な企業会計の知見を会計監査に生かす人材の確保が困難であったという事情もある。

具体的には戦前におけるわが国においても、英米で発達した会計専門職制度の創設をわが国においても目指そうという帝国議会内での動きを受けて、政府が主導して会計専門家たる計理士制度を創設する計理士法（昭和2年法律31号）が制定された⁵⁸。もっとも、計理士登録者のほとんどが計理士法3条による無試験登録者で占められていた⁵⁹とされ、業界団体を統一し計理士の会計人としての質向上を目指す動きもあったが、戦時体制下という事情もあり、玉石混

淆となっていた計理士の質向上に資する法改正⁶⁰には至らなかった。

会計専門家による会計監査は相当に高度な技量がなければ実施し得ないが、大規模企業であれば格別、わが国のこれまでの状況からすると小規模会社においては会計専門家を確保することは相当難しいものといえる。

3 監査役による会計監査概念を巡る論議

会計監査に期待されるのは、株主・債権者（ひいては広く投資家や将来の債権者も含めた社会一般）に株式会社の財務状況が正確に開示される機能である。そのために計算書類の作成主体から独立した者により、計算の真実性・公正性を判断できる知見を有した者によって行われることが必須となる。この場合、前者は外部監査、後者は専門的監査となる。その上で上記機能を前提としたときには、会社の規模の大小によって差異もあり得ない⁶¹ものとなる。

こうした中で、「いままで『監査』という言葉は、会計のサイドでは、極めて特殊に特に公認会計士の職分を表わすものとして用いられてきたように思われる。そのような言葉だけが一人歩きをして、余計な紛争を惹き起こすことを避けるためには、むしろここで新しい『外部監査』の内容の実質をまず考え、それを前提にして、その『外部監査』を担う者を誰とすることが望ましいかを議論すべきである」⁶²という問題提起もなされている。また学説においても、これを受けて「中小企業における監査制度のあり方を検討するにあたっては、（中略）まず監査の実質的内容ないしは機能を明らかにすべきであると考える」⁶³という見解も示されていた。ただ、これらの問題提起によって会計基準は別として小規模会社向けの会計監査の在り方についての議論が深化したとは言い難い。これは、監査制度を巡っては大規模公開会社を中心とした議論となることが多く、その上訴訟にまで発展することが少ない状況が続いた⁶⁴ことが、とくに小規模会社における会計限定監査役が行うべき会計監査概念に関する議論が活発化しなかった要因と考えられる。

IV 近時の事例

1 近時の最高裁判決⁶⁵

株式会社が会計限定監査役であった税理士に対する損害賠償請求をなした事案において、最高裁は計算書類・附属明細書の監査を行うにあたって、当該計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認したことのみでは、その任務を尽くしたものとは言えないとする判断を下し、審理を原審に差し戻したものが出現している。この事案は会計限定監査役である者の監査に当たっての注意義務に関する一定の基準を示したものとしての位置づけを有する。

最高裁は、「監査役設置会社（会計限定監査人を置く株式会社を含む。）において、監査役は、計算書類等につき、これに表示された情報と表示すべき情報の合致の程度を確かめるなどして監査を行い、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見等を内容とする監査報告を作成しなければならない・・・（会社法436条1項、会社計算規則121条2項（平成21年法務省令第7号による改正前は149条2項）、122条1項2号（同改正前は150条1項2号））。この監査は、取締役等独立した地位にある監査役に担わせることによって、会社の財産及び損益の状況に関する情報を提供する役割を

果たす計算書類等につき（会社法437条、440条、442条参照）、上記情報が適正に表示されていることを一定の範囲で担保し、その信頼性を高めるために実施されるものと解される。」

「・・・計算書類等が各事業年度に係る会計帳簿に基づき作成されるものであり（会社計算規則59条3項（上記改正前は91条3項）、会計帳簿は取締役等の責任の下で正確に作成されるべきものであるとはいえ（会社法432条1項参照）、監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として行ってよいものではない。監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべきである。そして、会計限定監査役にも、取締役等に対して会計に関する報告を求め、会社の財産の状況等を調査する権限が与えられていること（会社法389条4項、5項）などに照らせば、以上のことは会計限定監査役についても異なるものではない。

そうすると、会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを認識しさえすれば、常にその任務を尽くしたものといえるものではない。

これと異なる見解に立って、被上告人はその任務を怠っていないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決は破棄を免れない。そして、被上告人が任務を怠ったと認められるか否かについては、上告人における本件口座に係る預金の重要性の程度、その管理状況等の諸事情に照らして被上告人が適切な方法により監査を行ったといえるか否かにつき更に審理を尽くして判断する必要がある、また、任務を怠ったと認められる場合にはそのことと相当因果関係のある損害の有無等についても審理をする必要がある・・・」。（裁判官全員一致。なお、補足意見あり）

2 本件のコメント

本件は、Xの会計限定監査役であるYが会計監査をなすにあたって、計算書類の作成の資料となる偽造証憑と銀行口座の残高と間に齟齬があった事例であるが、Yが原本を確認しなかったことが任務懈怠を構成するのかが争われた事案である。原々審がYの任務懈怠を認めてXの請求を一部認容したに対して、原審ではYの任務懈怠を否定するという形で、判断が分かれていた。そうしたなかで、本件判決はYの任務懈怠を否定した原審を破棄して、「計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを認識しさえすれば、常にその任務を尽くしたものといえるものではない」として、これと異なる判断を示した原審（控訴審）判決を破棄したものである。

ここでは会計限定監査役による会計監査において課される注意義務が主として論じられるが、判断が分かれるのは、偽造証憑について調査を行う義務がこの場合存在したのか、という点が存在する。原審はこの対応で足りているのに対して、原々審は足りないとし、最高裁は少なくとも結論的にはやや原々審よりの判断をしているものと評価できる⁶⁶が、基準の明確性という観点でみると不明確なままといわざるを得ず、本稿Ⅲで言及した諸要因の影響は未

だに払拭しきれない現状を示している。

V 結びに代えて

本稿では、会計限定監査役のみを設置する株式会社において、当該監査役に求められる会計監査の内実について、これまで明確化に向けた議論がなされてきたとはいいたいこと、およびその要因となりうる事象の一部について述べてきた。ここではそれをまとめながら、今後の問題についても言及して結びとしたい。

まず、監査役が有する業務監査と会計監査とは、同一の「監査」という文言を使用しているも歴史的沿革が異なることからその法的な性格付けも異なるものである。しかし、現行法の解釈として両者を監査対象の違い以外についてはその差異をことさら意識しないで議論を展開してきたことで、監査役権限を会計に限定するということが監査役の負担軽減というイメージを形成してきている。しかし、会計監査は早くから専門家によって担われる必要が指摘されるまでに高度化・専門家しており、その点を捨象して単純に監査対象が会計に限定されると理解しても、実際には非専門家にとっては任務遂行が困難といえる。これととくに小規模株式会社における監査役の資質との齟齬が大きくなるときに、会計監査として求められる内容と実情との間で差異が生じることになる。

また、会計限定監査役も株式会社の役員とされている（会社法329条1項）以上、その職務である計算書類を中心とした会計監査を実施するに当たっては善管注意義務を負う（会社法329条1項、同330条、民法644条）点は同一であるため、両者の間には注意義務の程度についての差異は生じず、もっぱら会計監査にあたって具体的に求められる職責上の差異をもたらすのはその注意義務の内容が異なる⁶⁷点に求めざるを得ない。

戦前においては会計専門家としての計理士が社会が期待する役割を担えなかったことで、皮肉にも監査役の会計監査のあり方に問題が波及しづらい面があったものと言える。その上、一部株式会社に止まるが会計監査人監査が定着し、経済社会に浸透したことで、会計専門家による会計監査ではない監査役による会計監査とは何か、という問いが残されたままとなった。理論的には、監査役の善管注意義務に関する問題を考える上で、当該制度の内容に関する議論が捨象されてきたという論理構造上の問題のしわ寄せが顕在化しているのが現在の姿といえる。

この会計限定監査役による会計監査の内容が不明確なままであるという事実は、新会社法において会計限定監査役を置くことが出来る株式会社数が増大しうる法構造となった状況を踏まえると、今後も会計限定監査役による会計監査を巡る法的問題を発生させる要因となりうる。中小企業に分類される会社の中でもある程度の財務的な体力を有する株式会社も設置できるようになったことで、訴訟の場で争われるという法的紛争の増加の可能性も高まっているからである。さらに監査役制度そのものが原則として任意機関化されたことがどのように会計限定監査役による監査プラクティスに影響を与えるのかも検討の必要が生じよう。従来のような監査役の設置を強制された場合の議論とは前提条件が異なってくることになるからである。

本稿は断片的かつ序論的な問題意識の言及に止まったが、今後も様々な問題を生じさせるものといえる。更なる検証は他日に期したい。

【付記】 本稿は令和4(2022)年度阪南大学産業経済研究所による助成研究の成果の一部である。

注

- ¹ 本稿では現行会社法において、会計監査に範囲を限定された監査役、およびに昭和25年商法改正から昭和49年商法改正・商法特例法制定までの間に監査対象が一律に会計監査に限定されていた時期の監査役を会計限定監査役と呼称し、業務監査権も有する監査役を単に監査役と呼称する。
- ² 特に小規模な株式会社にあつては、取締役等の業務執行者の行為全般が対象となる業務監査を成しうる人材を確保することは困難であるからとされる。
 現行会社法制定時に開催された法制審議会においても「業務監査権限を付加するというのは、實際上非常に困難だと私どもは感じております。そういった方を探すことが非常に難しいというのが実態ではないかと思います。」とする発言が確認出来る（法制審議会（2003）12頁[発言者不明]、なお、江頭憲治郎（2021）542頁注（3）参照）。
 もっとも、公認会計士という職業的専門家としての資格が要求されない株式会社取締役にあつては、「相応しい職務は、会計監査ではなく業務監査のはず」（江頭憲治郎（2021）542頁注（3））であり、会社法制定時もこの点が検討された（法務省（2003）58頁）ものの「中小企業関係者が監査役に業務監査権限を付与するか否かを定款自治に委ねるべきことを強く主張したため」会計監査権限のみを有する監査役制度は存置されることとなった（江頭憲治郎（2021）542頁注（3））。
- ³ 通常の監査役は会計監査権限に加えて、「取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務を執行を監査する」権限、すなわち講学上の業務監査権も付与され（会社法381条1項）、その遂行に必要な諸権限も付与されているが、会計監査権限のみの会計限定監査役の場合には業務執行権を付与されていない以上、その遂行に当たって必要となる諸権限も不要となるためである。会社法は、会計限定監査役を置いた株式会社は、会社法上の監査役設置会社（「監査役を置く会社」（会社法2条9号））と認識していない。
- ⁴ 稲葉威雄（1983）20頁以下。
- ⁵ およそ監査に関する分類方法は、監査の目的、範囲、時期、機関といった軸で分類可能であるが（例えば浦野雄幸（1970）18-27頁）、本稿では監査役という機関による分類方法において、会計監査に属するものを会計限定監査役の監査権限と位置づけている。
- ⁶ 倉沢康一郎（1985）327頁。
- ⁷ 倉沢康一郎（1985）327頁。
- ⁸ なお、監査役監査は、イギリスにおける財産の受託者義務の受託者責任を解除する方法として発展してきたものと、オランダ東インド会社等の出資者の企業支配に関連して発展したものとの2つがあるとされる（大隅健一郎（1987）19頁・334頁、大塚久雄（1969）134-136頁・398頁、浦野雄幸（1970）33-35頁）参照。
- ⁹ 倉沢康一郎（1985）335頁。
- ¹⁰ なお、「日本独特の株式会社の機関構造（中略）の源が、1881（明治14）年から1882年（明治15年）にかけて起草された商法草案に存する」という見解も近時主張されている（高田晴仁（2021a）307頁以下参照）。論者はこれをロエスレル型株式会社と称するが、常設の機関として株主総会、取締役会が置かれ、任意機関として監査役会(Aufsichtsrath)が置かれる（314頁）。ドイツ法においても監査役会が同一文言で置かれているが、ドイツ法での

運用実態は「銀行をはじめとする大株主の代表として取締役会の選解任権を握り、その上位にあってこれを頗使用する傾向が強」く（福應健（1982）57頁以下）いわば業務執行機関であったといえる（高田晴仁（2021a）321頁）のに対して、ロessler草案では、監査権限として、取締役の業務執行の監視、会計の監査、会社の利益のために必要な場合の株主総会の招集である（ロessler草案231条）としている（322頁）。

なお、ロessler草案231条は以下のように定める。

「取締役ハ左ノ件ヲ担当スヘシ

- 一 頭取及發起人ノ業務取扱及ヒ殊ニ会社ノ創起設立上ニ於テ法律ニ背戾シタル所ナキカ否又業務取扱ノ申合規則ノ条件及ヒ会社ノ決議ニ適合スルカ否カ監視シ且総テ其取扱上ノ錯誤ヲ検覈スル事
- 二 決算帳、比較表及ヒ利足利益ノ配当等ヲ検査シテ之ヲ株主総会ニ報告スル事
- 三 会社ノ利害上ニ於テ必要又ハ有益ト認ムトキハ総会ヲ開ク事」

（本稿ではロessler草案は司法省（1995）を参照した）

- ¹¹ ロesslerについて、高田晴仁（2021a）309-314頁参照。
- ¹² ロessler草案219条、230条。
- ¹³ ロessler草案における監査役関連規定は、司法省（1995）396頁以下。
- ¹⁴ ロessler草案231条（前掲注10）参照）のうち、本稿の対象となりうる同条2号の「決算帳、比較表及ヒ利足利益ノ配当等ヲ検査シテ之ヲ株主総会ニ報告スル事」と同条1号の業務執行の「検査」との関係については、差異はないものとされる（倉澤康一郎（2007a）250-251頁、司法省（1995）408頁以下）。
- ¹⁵ 法典調査会（1985）第三綴7頁。この資料についての説明は、高田晴仁（2021b）378-379頁注45参照。
- ¹⁶ 高田晴仁（2021a）325頁・注55。詳細な経緯については、高田晴仁（2021c）404-417頁。
- ¹⁷ 「明治32年新商法は実質的な意味で26年法の改正法にほかならない」とする見解も主張される（高田晴仁（2021d）178-179頁）。
- ¹⁸ 高田晴仁（2021c）415頁。
- ¹⁹ 高田晴仁（2012）203頁以下。
- ²⁰ 高田晴仁（2012）178頁。例えば、当時のドイツ法では定款によって取締役の選任機関を定めることとされ、監査役会が選任機関として定められることが一般的であった（岩原紳作17頁注9）といわれているが、ロessler草案が取締役の選任機関を株主総会とした理由は、敢えてドイツの慣行と異なる定めを草案に織り込んだ（宮島司（1996）389頁・392頁・395頁）とするものや、日本においても定款により株主総会以外の者を選任機関と定めることが可能という解釈を前提としたもの（高橋英治（2006）83-104頁）とするものがある。
- ²¹ 倉澤康一郎（1996）33頁以下。
- ²² 宮島司（1996）391頁以下。
- ²³ 司法省（1985）396頁以下。
- ²⁴ 高田晴仁（2021c）415頁。
- ²⁵ 高田晴仁（2021c）402頁。
- ²⁶ 伊藤紀彦（1999）46頁・70頁。
- ²⁷ 岩原紳作（2009）5頁。具体的には、取締役の業務執行が法律・命令定款・総会決議に適

- 合するかの監視や、総てその業務執行上の懈怠・不整を検出すること、計算書類・配当金分配案の検査・総計への報告、会社のために必要又は有益なときに行使可能な株主総会の招集権限が付与されている（ロエスレル草案192条）。
- ²⁸ 明治23年旧商法の注釈書（岸本辰夫（不明）455-457頁）、明治26年旧商法一部先行施行条文の注釈書（岸本辰夫（1893）395-397頁）参照。
- 但し、「商法ハ細カニ役員ノ権限ヲ定メ又社員間ノ権利義務ヲ規定シ、殊ニ株式会社ニ就イテハ程々監督ノ方法ヲ設ケ、監査役ナルモノヲ置キ以テ取締役ヲ監督セシメ、或ハ臨時官吏ヲ派遣シテ検査ヲ為サシムル等、大ニ役員ノ不正不規律ヲ防止センコトヲ謀レリ」（梅謙次郎（1891）18-19頁、浅木愼一（2003）31頁）とする見解も示されている。
- ²⁹ 高田晴仁（2021c）418頁。
- ³⁰ 明治26（1983）年に、商法及商法施行条例中改正並施行法律（法律第9号）が公布され、同年7月1日より施行された（高田晴仁（2021c）420頁）。
- ³¹ 東京商工会議所による修正案では、監査役には会計監査権限のみの残すものとされていたが、法案審議過程では取締役の業務執行に対する監督は監査役による取締役業務への干渉とする理解は維持されつつも、業務監査権限は残存させることで決着した（高田晴仁（2021c）420-424頁）。
- ³² 高田晴仁（2021c）422頁。
- ³³ 高田晴仁（2021c）422頁。
- ³⁴ 岩原紳作（2009）6頁。
- ³⁵ 2006（平成18）年5月1日（会社法施行日）をもって廃止された（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律1条3号）。
- ³⁶ 旧有限会社法34条によって、有限会社法上の取締役に関する諸規定、および旧商法会社編上の規定が準用されるため、監査役には「監査役はいつでも会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をなし、または取締役に対し、会計に関する報告を求めることができる。また監査役はその職務を行うにため特に必要あるときは会社の業務および財産の状況を調査することができる（商法274条）」この「監査役の職務に関する」諸規定は「強行法規であって定款や総会の決議によっても別段の定めをなすことはできない」（山村忠平（1971）200頁）ため、この点については定款自治は制限されている。
- ³⁷ 「株式会社の規模の拡大がもたらした間接民主制的機関」（鈴木竹雄（1971）96頁）とも評される。
- ³⁸ 鈴木＝石井（1951）190頁。
- ³⁹ なお、昭和25年商法改正を経ても「株主の地位がアメリカ法におけるほど強力なものではない」ことも監査役制度全廃に至らなかった事情と認識されていた（鈴木＝石井（1951）190頁）。
- ⁴⁰ もっとも昭和29年段階で法制審議会に商法改正の諮問が法務大臣よりなされ、商法部会・小委員会が設置されたが、その場で監査役を任意機関化を内容とする大蔵省（現財務省）案が審議されている（座談会（1990）20頁[前田重行発言]・21頁[味村治発言]）。これは証券取引法に基づく公認会計士監査と監査役監査との重複監査を回避する目的（21頁[鈴木光夫発言・稲葉威雄発言]）であったとされ、経団連も最初は監査役廃止論であったが、恐らく従業員に対する人事労務政策の関係で存置論に変わったといわれる（21頁[稲葉発

言]）。

- 41 政府原案では、監査役の名称も会計監査に限定するということで会計監査役と改め、従来の監査役制度の廃止・会計監査専門の監査役制度の新設という立場であったが、参議院の審議でその必要はないとして、監査役の名称が維持された（鈴木＝石井（1951）189頁）。
- 42 田中誠二（1994）1296頁。
- 43 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律22号）であるが、本文中の「商法特例法」という略称は当時、「監査特例法」と称されていたが、その後、監査以外の部分にも広く影響を及ぼす内容となったため、商法特例法と略称されるようになった。
- 44 施行は平成17年5月1日からとされた。
- 45 相澤哲（1993）107頁・111頁。
- 46 相澤哲（1993）115頁。
- 47 江頭憲治郎（2021）541頁。
- 48 会計監査人による会計監査と、（会計限定）監査役による会計監査との差異が認められるとしたら、職責たる会計監査の内容に違いが生ずる場合である（龍田節（1968）181頁参照）。
- 49 監査役制度がそうした社会的実態を惹起する要因となっているという逆の方向性を指摘する理解も示されている（倉澤康一郎（1996）363頁、高田晴仁（2021c）427頁）
- 50 岡野敬次郎（1920）173-174頁、高田晴仁（2021c）427-429頁。
- 51 岡野敬次郎（1910）38頁、高田晴仁（2021c）437頁。
- 52 石井照久（1968）10頁。
- 53 会計監査において問題となりがちな不正経理の場面で、被監査企業の責任に言及することなく外部監査の主体である公認会計士の責任を論じることの不当性を述べる見解（近沢弘治（1964）690頁）も存在する。
- 54 鈴木＝石井（1951）189頁参照。
- 55 相澤哲（1993）106-107頁・111頁。
- 56 「監査」には会計監査（会社法436条1項）および業務監査（会社法381条2項参照）が含まれ、株式会社が経験する様々な事象が監査対象となる。改正前商法でも「監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」（改正前商法274条1項）、計算書類「ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス」（281条2項）とされており、この意義も、「監査役は、取締役が・・・法令・定款・総会決議を遵守しているか否か、会社のため忠実にその職務を行っているか否か、を監査する」（竹内昭夫（1980）59頁）と、「監査役は受領した計算書類について調査し報告書を作成するが、法令・定款違反または著しく不当な事項があると認めるときは株主総会にその意見を報告する（商法275条）」（鈴木＝竹内（1981）254頁）となっており、「業務監査の場合における『監査の意義』は（会計監査における監査の意義と比べたとき）よりひろいもの」（倉澤康一郎（2007b）72頁）となる。
- 57 松本丞治（1910）87頁以下。
- 58 日税連（1987年）15-17頁、浜田道代（2005）80-81頁。
- 59 平野由美子（2012）59-60頁。
- 60 計理士法施行後10年後の段階でも現在の会計監査に相当するといわれている計理士法1条に定める「検査」「鑑定」「証明」業務は計理士業務の中心的位置づけとはなっていない（つ

まり、この業務で経営が成り立つ計理士事務所はごく少数であった）とされ（平野由美子（2012）70-71頁）、税務に携わる計理士の割合が多かった（66頁）。

計理士法制定に先立って、経済社会では日清戦争後に新設された営業税（日露戦争後に増税）対策として、税務官吏出身者等に対して事業者が相談する実務が生まれたが、不適格な者も出現したことから、1912年に大阪府が税務代弁者取締規則を制定し、1936年に京都府がこれに続いた。これらの者が1927年の計理士法制定以後、計理士資格の取得をしたといわれる。その後、1941年の太平洋戦争に入り大增税に踏み切った政府が、円滑な税務行政を企図して、1942年に税務代理士法（昭和17年法律46号）が成立し、戦後、税理士法（昭和26年法律237号）が成立・施行され（日税連（1987）10-14頁・23-38頁、浜田道代（2005）80-81頁）、それと同時に税務代理士法は廃止された（税理士法附則2）。

⁶¹ 倉澤康一郎（1996）73頁。

⁶² 稲葉威雄（1983）12頁以下。

⁶³ 倉澤康一郎（2007b）68頁。

⁶⁴ 龍田節（1968）181頁。

⁶⁵ 最高裁第二小法廷令和3年7月19日判決（令和元年（受）第1968号損害賠償請求事件）、原審・東京高等令和元年8月21日判決（東京高等裁判所平成31年（ネ）第1178号）、原々審・千葉地裁平成31年2月21日判決（千葉地方裁判所平成29年（ワ）第110号）判例タイムズ1493号（2022年4月）22-26頁）。

⁶⁶ 松村幸四郎（2023）125-136頁参照。

⁶⁷ 龍田節（1968）181頁。

<引用文献>

相澤哲（1993） 相澤哲『わかりやすい 改正商法の解説』（ぎょうせい、平成5<1993>年）。

浅木慎一（2003） 浅木慎一『日本会社法成立史』（信山社、2003年）。

石井照久（1968） 大森忠夫＝矢沢惇編『注釈会社法（4） 株式会社の機関』（有斐閣、昭和43<1968>年）[石井照久]。

伊藤紀彦（1999） 伊藤紀彦「近代的公司法の出発」北澤正啓先生古稀祝賀論文集『日本会社立法の歴史的展開』（商事法務研究会、1999年）。

稲葉威雄（1983） 稲葉威雄「大小会社区分立法の基本問題—計算・監査を中心として」企業会計35巻8号（1983年）。

岩原紳作（2009） 岩原紳作「監査役制度の見直し」前田重行＝神田秀樹＝神作裕之編・前田庸先生喜寿記念『企業法の変遷』（有斐閣、2009年）。

梅謙次郎（1891） 梅謙次郎「論商法」（法学協会雑誌9巻10号（明治24<1891>年））。

浦野雄幸（1970） 浦野雄幸『株式会社監査制度論』（商事法務研究会、1970年）。

江頭憲治郎（2021） 江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』（有斐閣、2021年）。

大隅健一郎（1987） 大隅健一郎『新版 株式会社法変遷論』（有斐閣、1987年）。

大塚久雄（1969） 大塚久雄『株式会社発生史論』（岩波書店、1969年）。

岡野敬次郎（1910） 岡野敬次郎「株式会社ノ監査制度ニ就テ」法学協会雑誌28巻1号（明治43<1910>年）。

- 岡野敬次郎 (1920) 岡野敬次郎『会社法講義案』(中央大学、1920年)。
- 岸本辰雄 (不明) 岸本辰雄『商法正義 第二卷』(新法注釈会、刊行年不詳)。
- 岸本辰雄 (1893) 岸本辰雄『改正商社会社法正義』(新法注釈会、明治26<1893>年)。
- 倉澤康一郎 (1985) 倉澤康一郎「監査機構」竹内昭夫＝龍田節『現代企業法講座第3巻 企業運営』(東京大学出版会、1985年)。
- 倉澤康一郎 (1996) 倉澤康一郎「昭和25年改正商法—監査制度を中心として」倉澤康一郎＝奥島孝康編『昭和商法学史』(日本評論社、1996年)。
- 倉澤康一郎 (2007a) 倉澤康一郎「監査役と取締役会」同『株式会社監査機構のあり方』(慶應義塾大学出版会、2007年)。
- 倉澤康一郎 (2007b) 倉澤康一郎「中小会社監査と適法性証明」同『株式会社監査機構のあり方』(慶應義塾大学出版会、2007年)。
- 座談会 (1990) 味村治他座談会「立法担当官が語る戦後の会社法改正事情 (上) —昭和30年改正 (商事法務創刊前後) から56年改正まで—」商事法務1229号 (1990年)。
- 司法省 (1995) 司法省『ロエスレル氏寄稿商法草案 上巻』【復刻版】(新青出版、1995年)。
- 鈴木竹雄 (1971) 鈴木竹雄「株式会社法改正の法理」同『商法研究 (2) 会社法 I』(有斐閣、1971年)。
- 鈴木＝石井 (1951) 鈴木竹雄＝石井照久『改正株式会社法解説』(日本評論社、昭和26<1951>年)。
- 鈴木＝竹内 (1981) 鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法』(有斐閣、1981年)。
- 高田晴仁 (2012) 高田晴仁「ロエスレル草案における株式会社の機関構造—高橋英治教授の問題提起をめぐって」山本為三郎編・宮島司教授還暦記念論文集『企業法の法理』(慶應義塾大学出版会、2012年)。
- 高田晴仁 (2021a) 高田晴仁「日本商法の源流・ロエスレル草案—『ロエスレル型』—株式会社を例として—」同『商法の源流と解釈』(日本評論社、2021年)。
- 高田晴仁 (2021b) 高田晴仁「日本型コーポレート・ガバナンスの原型—取締役と監査役の起源をめぐって—」同『商法の源流と解釈』(日本評論社、2021年)。
- 高田晴仁 (2021c) 高田晴仁「『取締役』と『監査役』の形成—ロエスレル草案の受容—」同『商法の源流と解釈』(日本評論社、2021年)。
- 高田晴仁 (2021d) 高田晴仁「商法学者・梅謙次郎—日本商法額の出発点—」同『商法の源流と解釈』(日本評論社、2021年)。
- 高橋英治 (2006) 高橋英治「日本におけるコーポレート・ガバナンス —ドイツにおける将来の改革の先取りか?—」松本博之＝西谷敏＝守矢健一編『団体・組織と法—日独シンポジウム』(信山社、2006年)。
- 近沢弘治 (1964) 近沢弘治「監査人の責任を巡る若干の問題点」企業会計86巻4号 (1964年)。
- 田中誠二 (1994) 田中誠二『三全訂会社法詳論 (下巻)』(勁草書房、1994年)。
- 竹内昭夫 (1980) 矢沢惇＝上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫＝谷川久編『注釈会社法補巻 昭和49年改正』(有斐閣、昭和55<1980>年) [竹内昭夫]。
- 龍田節 (1968) 龍田節「監査役の対第三者責任序説」京都大学商法研究会編『大隅健一郎先生還暦記念 商事法の研究』(有斐閣、昭和43<1968>年)。
- 日税連 (1987) 税理士制度沿革史編纂委員会編纂『税理士制度沿革史 [改訂増補版]』(日本

- 税理士連合会事業部、1987年)。
- 浜田道代 (2005) 浜田道代「会計参与、監査役、監査役会、会計監査人」ジュリスト1295号 (2005年)。
- 平野由美子 (2012) 平野由美子「昭和初期における計理士法改正運動 ―木村禎橘の運動を中心に―」立命館経営学50巻5号 (2012年)。
- 福應健 (1982) 福應健「世紀交代期ドイツの株式会社『監査役Aufsichtsrat』―大企業における企業者組織をめぐる一考察―」経営史学17巻3号 (1982年)。
- 法制審議会 (2003) 法制審議会会社法部会 (現代化)『第3回議事録』(平成15年)。
(<https://www.moj.go.jp/content/001225196.pdf>より入手。最終閲覧日:<2023>年3月3日)
- 法務省 (2003) 法務省民事局参事官室『会社法制の現代化に関する要綱試案 補足説明』(平成15<2003>年)。
(<https://www.moj.go.jp/content/000071773.pdf>より入手。最終閲覧日:令和5<2023>年3月3日)
- 法典調査会 (1985) 法典調査会「『第二次』法律取調委員会商法中改正法律案議事速記録二; 法典調査會商法修正案参考書; 商法案; 法律取調委員会商法草案」法務大臣官房司法法制部監修『日本近代立法資料叢書21』(商事法務研究会、1985年)。
- 松村幸四郎 (2023) 松村幸四郎「本件判批」阪南論集社会科学編58巻2号 (2023年)。
- 松本烝治 (1910) 松本烝治「監査役制度ノ改正問題ニ付テ」法学協會雑誌28巻5号 (明治43<1910>年)。
- 宮島司 (1996) 宮島司「監査機構」倉澤康一郎=奥島孝康編『昭和商法学史』(日本評論社、1996年)。
- 山村忠平 (1971) 大森忠夫=矢沢惇編『注釈会社法 (9) 有限会社』(有斐閣、昭和46<1971>年) [山村忠平]。

※人名で使用される表記については、筆者の責任で統一した。

<参考文献>

- (1) 稲葉威雄『会社法の基本を問う』(中央経済社、2006年)。
- (2) 稲葉威雄『会社法の解明』(中央経済社、2010年)。
- (3) 稲葉威雄=尾崎安央編『改正史から読み解く会社法の論点』(中央経済社、2008年)
- (4) 家田崇=広瀬祐樹「中小規模会社の実態」商事法務1674号 (2003年)。
- (5) 上村達男編著『早稲田大学21世紀COE叢書 企業社会の変容と法創造 企業法制の現状と課題』(日本評論社、2009年)。
- (6) 久保利英明編著『改正商法による監査役の実務 ―職務権限と監査実施のすべて』(中央経済社、昭和58年)。
- (7) 佐藤敏昭『監査役制度の形成と展開 ―大規模公開会社における監査役監査の課題―』(成文堂、2010年)。
- (8) 田中耕太郎『改正商法及有限会社法概説』(有斐閣、昭和14年)。
- (9) 日本監査研究学会中小会社監査研究部会編『中小会社監査』(第一法規、平成元年)。

- (10) 日本税理士会連合会編『中小企業のための経理と税務』（中央経済社、昭和54年）。
- (11) 中小企業庁・中小企業政策審議会『中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について』（2003年）。（以下のサイトから入手可能。https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kigyuu/2003/download/kigyuu_teigen.pdf、最終閲覧日：令和4年10月16日）
- (12) 藤本直「社外監査役の機能とその充実」清水湛＝稲葉威雄編『商法と商業登記—味村最高裁判事退官記念論文集』（商事法務研究会、1998年）。
- (13) 村山徳五郎「監査役監査と公認会計士監査」清水湛＝稲葉威雄編『商法と商業登記—味村最高裁判事退官記念論文集』（商事法務研究会、1998年）。